

聖籠町告示第72号

聖籠町信用保証料補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年7月1日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町信用保証料補給規程の一部を改正する告示

聖籠町信用保証料補給規程（平成28年聖籠町告示第101号）の一部を次のように改正する。

第2条中「町が行う中小企業制度資金」を「別表に掲げる資金」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

補給対象資金名	貸付額	補給率
聖籠町地方産業育成資金	300万円以下	100%
聖籠町中小企業不況対策特別資金	300万円超700万円以下	75%
	700万円超1,000万円以下	50%
聖籠町中小企業振興資金		
新潟県セーフティネット資金 経営支援枠 第8項新型コロナ対策要件	500万円以下	100%
	500万円超1,000万円以下	75%
	1,000万円超5,000万円以下	50%

ただし、貸付額は保証協会の信用保証により金融機関が町内の中小企業に貸付けた額とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の聖籠町信用保証料補給規程の規定は、令和2年2月28日から適用する。